契　約　変　更　理　由　書

工事名	葺合中学校大規模改修工事

変更契約概要

１．工期の延長

・令和５年５月24日から令和６年２月29日までの工事期間を令和６年３月15日までに延期する。（15 日間の工期延期）

・上記に伴う共通費の変更

２．外壁等の補修に伴う数量精算

３．床の改修方法の変更

４．スロープの改修方法変更

５．屋根改修の追加

６．正門改修に伴う電子錠、インターホン設置の追加

７．屋根改修に伴う配管配線脱着の追加

８．北棟屋上 防水改修に伴う機器等の一時取外・再取付

９．その他軽微な変更

変更契約理由

１．現地詳細調査の結果、既存部分の劣化等が多く見受けられ劣化部の補修又は改修に時間を要したため。

２．足場設置後、外壁等の調査を行ったところ、劣化部分が広範囲に確認され今後の生徒の通行部分に部材が落下するおそれがあるため、大幅な補修数量の精算が必要になった。

３．現地詳細調査を実施した結果、体育館の床の劣化が著しかったため施設の安全な運用を考慮し、改修方法の変更が必要となった。

４．現地詳細調査を実施した結果、スロープの劣化状況が著しかったため仮撤去したものを復旧することが出来ないことが判明したため、撤去・新設する必要が生じた。

５．屋根の劣化状況を調査した結果、破損していることが確認され今後生徒の通行部分に部材が落下・飛散するおそれがあるため、屋根改修の追加が必要になった。

６．施設関係者と詳細な協議を行った結果、施設の運用上電子錠を設置する必要が生じた。

７．プール棟便所の屋根改修が追加となったため、外壁に設置している配管配線を脱着する必要が生じた。

８．北棟屋上防水工事のため、空調室外機及び配管類の一時取外･再取付が必要となった。

９．その他、当初の設計時には想定していなかった事項について、現地の詳細調査の結果、仕様・寸法等を変更することにより安全性、利便性、耐久性が向上するため。